

4月1日から下記の点数を**薬局で算定**するためには 4月14日までに**届出**が必要です!!

お忘れなく!



※4月15日以降に届出を行った場合は5月以降からの算定になります。 詳細は所在地の地方厚生(支)局へお問い合わせください。

<p>区分変更</p> <p>調剤基本料</p> <p>1 (41点) 2 (25点) 3 (20点) 4 (31点) 5 (19点)</p> <p>重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての薬局で届出が必要 ▶ 届出をしない薬局は、特別調剤基本料 (15点) を算定することになります。
<p>施設基準変更</p> <p>基準調剤加算 (32点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今まで算定していた薬局も、4月以降継続して算定する場合は届出が必要 ▶ かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料の届出必須、調剤基本料1算定薬局のみ
<p>後発医薬品調剤割合変更</p> <p>後発医薬品調剤体制加算</p> <p>加算1 (18点) 加算2 (22点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今まで算定していた薬局も、4月以降継続して算定する場合は届出が必要 ▶ 後発医薬品調剤割合が変更されました 加算1:55%以上→65%以上 加算2:65%以上→75%以上
<p>新設</p> <p>かかりつけ薬剤師指導料 (70点) かかりつけ薬剤師包括管理料(270点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月以降に新規で算定したい薬局は届出が必要 ▶ 認定薬剤師を取得していなくても届出可能 (認定薬剤師の要件は2017年4月1日より施行)

※その他、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算を4月以降新規で算定したい薬局は届出が必要(継続先は必要なし)

<参考> 調剤基本料について

区分	点数	施設基準	届出	基準調剤加算
調剤基本料1	41点	① 調剤基本料2①又は調剤基本料3①に該当しない ② 妥結率50%超	必要	算定可
調剤基本料2	25点	① 下記のいずれかに該当* ・受付回数月4,000回超かつ集中率70%超 ・受付回数月2,000回超かつ集中率90%超 ・特定の医療機関からの処方箋が月4,000回超 ② 妥結率50%超	必要	算定不可
調剤基本料3	20点	① 同一法人グループ内の処方箋受付回数の合計が月40,000回超かつ下記のいずれかに該当* ・集中率95%超 ・特定の医療機関と不動産の賃貸借関係 ② 妥結率50%超	必要	算定不可
調剤基本料4	31点	調剤基本料1①に該当し、妥結率50%以下	必要	算定不可
調剤基本料5	19点	調剤基本料2①に該当し、妥結率50%以下	必要	算定不可
特別調剤基本料	15点	調剤基本料1～5以外 〔 調剤基本料3①に該当し妥結率50%以下、 届出していない薬局 も含まれる。 〕	不要	算定不可

*: かかりつけ薬剤師業務を一定以上行っている場合を除く